

3条申請

2部提出、ただし添付書類については1部（申請書1部は許可決定印を押印し返却いたします）

行政書士等の有資格者に委任される場合は申請書1枚目に委任を受けた方の署名押印が必要です。委任される場合は続紙も含め有資格者の捨印が必要です。

- ・譲受人の住民票謄本（町内の人は省略可）
- ・譲渡人の住民票抄本（全部事項証明書で確認できる時は省略可）
- ・委任状（有資格者が申請代行する場合）
- ・申請地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
※登記情報提供制度により印刷されたものは証明書として代用できません。
- ・耕作証明書等（譲受人が町外在住の場合）
- ・居住地、申請地及び通作経路を示す図面（譲受人が町外在住の場合）
- ・小作農の同意書等（小作農以外に所有権を移転するとき）
- ・土地所有者の同意書（小作地賃借権の移転の場合）
- ・所有者であることを証する書類（未登記等の場合）
- ・定款又は寄付行為（法人の場合）
- ・農業生産法人の適格証明書等（農業生産法人の場合）
- ・単独申請行為該当事由を証する書面（単独申請の場合）
- ・農業経営受委託規定（農業協同組合等の場合）
- ・誓約書
- ・解除条件付契約書（第3条3項の場合）
- ・その他参考となるべき書類（その他必要と認めて提出を求めた場合）

●担当農業委員への事前説明をお願いします。担当農業委員の連絡先についてはお問い合わせください。

農地法第4条及び5条許可申請に必要な添付書類

2部提出、申請書は2部とも押印された正本、申請書1枚目、2枚目とも上部欄外に捨印が必要です。

行政書士等の有資格者に委任される場合は申請書1枚目下部欄外に委任された方の署名押印が必要です。委任される場合は有資格者の捨印が必要です。

2部提出のうち1部について添付書類はコピーでかまいません。

- ・住民票の抄本（譲受人が個人の場合）
- ・法人の登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
- ・委任状（有資格者が申請代行する場合）
- ・法人にあっては定款
- ・申請地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
※登記情報提供制度により印刷されたものは証明書として代用できません。
- ・建物施設配置図、土地利用計画図（農振除外した場合は除外申請した際に提出したものと同一のもの）
- ・案内図（申請地の所在を示すもの）
- ・公図の写し（申請地及び隣接の土地について地番・地目・地積・所有者を明記）
- ・現地位置図（申請地から最寄りの駅までの直線距離を明記）
- ・現地案内図（住宅地図等の写し、申請地を中心に複写し申請地を色表示）
- ・土地利用計画図（建物配置図等）
- ・建物平面図
- ・排水計画図
- ・転用行為を行うのに必要な資力等を確認する書類（残高証明書等）
- ・意見書（土地改良区域内であった場合）
- ・隣接農地の所有者からの同意書（任意）または、申請書その他欄に隣接農地の所有者や近隣住民等への説明内容や周知状況について記載
- ・農振除外した場合は、除外決定通知の写し
- ・業者登録証の写し（宅建業者の場合）
- ・農地復元計画書（一時転用の場合）
- ・その他参考となるべき書類（関連する許認可等があったことを証する書面の写し、その他必要と認めて提出を求められた場合）
(追認の場合)
- ・現況写真
- ・始末書

●転用する目的により上記以外に添付書類が必要となる場合があります。また県許可となるため、申請後に県の求めに応じ書類が必要となる場合もあります。

●担当農業委員への事前説明をお願いします。担当農業委員の連絡先についてはお問い合わせください。

平成31年4月23日作成